平成２５年（フ）第６号
秋田県由利本荘市東梵天27番地４　大ノ道荘５号室
債務者　熊地　昌子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字上木月990番地、前住所福岡県中間市大字上底井野63番地10
債務者　小川　隆夫
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６号
北海道岩内郡共和町前田11番地１
債務者　川本　　瞳（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第２４号
福島県郡山市長者２丁目12番20号　フローラ長者501号
債務者　渡辺　賢一
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４１９号
新潟市東区南紫竹２丁目５番40号　101、前住所新潟市中央区米山４丁目12番１号　106
債務者　飯塚　義明
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７号
新潟市西区善久877番地　フレンズ21Ａ号、前住所新潟市東区牡丹山１丁目29番16号
債務者　川崎　康弘
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
金沢市観音堂町ロ102番地
債務者　末田　正樹
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
山梨県大月市富浜町鳥沢1551番地
債務者　長田　由恵
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第３０６号
三重県鈴鹿市神戸９丁目23番13号　シティハイツ宮城野Ｂ棟　１－Ａ、前住所三重県鈴鹿市池田町752番地４
債務者　モライス　ジルソンこと　ＤＥ　ＭＯＲＡＩＳ　ＧＩＬＳＯＮ　ＶＩＥＩＲＡ
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７号
三重県津市上浜町２丁目40番地　キシダハイツ103号室
債務者　別府　和雄
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６号
三重県津市森町2134番地
債務者　信藤　勝利
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７号
三重県津市森町2134番地
債務者　信藤　広治
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８号
三重県鈴鹿市池田町1271番地の１　マインドピア鈴鹿307号
債務者　井原　知子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１１７号
神戸市北区筑紫が丘５丁目１番地の１
債務者　山根眞砂子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９５号
神戸市灘区神前町４丁目２番１号　神前住宅305号
債務者　桑原　和美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５号
神戸市垂水区星陵台７丁目８番11号
債務者　谷口百合香
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７号
兵庫県三田市三輪１丁目13番33号　大和ハイツ201号
債務者　細田　勝大
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目７番11号　201号室、住民票上の住所神戸市東灘区本庄町２丁目10番３号
債務者　戎家　香織（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部